

Q266. 変形休日制とはどのようなものですか。

毎週1回の休日を与えるのが原則ですが（労基法35条1項）、4週間に4日以上
の休日を与えるものとすることもできます（労基法35条2項、変形休日制）。

変形休日制を取る場合には、就業規則等において、4日以上の日を与えること
とする4週間の起算日を明らかにする必要があります（労基法施行規則12条の2
第2項）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎